

平成 23 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 JVC ケンウッド  
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 不破 久温  
(コード番号 6632 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 CFO 藤田 聡  
(TEL 045-444-5232)

## 当社子会社第 7 回無担保社債の条件変更（償還期限の延長等）に関連する 新株予約権発行の完了に関するお知らせ

当社が平成 23 年 8 月 1 日開催の当社取締役会において発行を決議した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、発行の前提条件が満たされ、また、発行予定数の全部につき申込みがあった結果、以下のとおり発行されましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の内容につきましては、平成 23 年 8 月 1 日付「当社子会社第 7 回無担保社債の条件変更（償還期限の延長等）に関連する新株予約権の発行に関するお知らせ」および平成 23 年 8 月 8 日付「当社子会社第 7 回無担保社債の条件変更（償還期限の延長等）に関連する新株予約権の行使価額等の確定に関するお知らせ」をご参照ください。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の日本国内における新株予約権の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

記

1. 発行の概要

(1) 割 当 日	平成 23 年 8 月 25 日
(2) 新株予約権の総数	1,200 個
(3) 発 行 価 額	0 円 (無償)
(4) 当該発行による 潜在株式数	26,143,200 株 (注)
(5) 資金調達額	12,000,000,000 円 (差引手取概算額 11,935,200,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 0 円 新株予約権行使分 12,000,000,000 円
(6) 行 使 価 額	459 円。なお、行使価額は本新株予約権の要項に定める調整に服するものとします。
(7) 募集または割当方法	本社債の保有者に対する募集 (一般募集)。 具体的には、平成 23 年 8 月 22 日時点における本社債の社債権者に対し、申込期限である平成 23 年 8 月 24 日までに申込みがなされた限度において、その保有する本社債 100,000,000 円に対して本新株予約権 10 個の割合で、新株予約権を割当てております。
(8) そ の 他	本新株予約権には、①平成 26 年 8 月 25 日以降いつでも事前の通知又は公告の上、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる旨の取得条項、および②平成 26 年 8 月 25 日以降いつでも、事前の通知又は公告の上、残存する本新株予約権の全部を、株価が行使価額を上回る分に相当する当社普通株式を取得対価として取得することができる旨の取得条項 (いわゆるネット・シェア・セトルメント (純額株式決済) 条項) 等が付されております。上記の取得条項により、当社は、発行後約 3 年後以降に、①事前の通知又は公告により常時無償取得可能とすることで、本新株予約権の行使を促進することにより、当社のニーズに応じて資本増強の機会を保持しつつ、②株価が行

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の日本国内における新株予約権の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人 (1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。) に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

	使価額を上回る場合に、新株予約権の行使がなされた場合の払込金額相当額（最大で 120 億円）について株式を交付することなく、取得対価としての交付株式数を相当程度抑制し、当社株式価値の希薄化を大幅に抑制する選択肢を併せ持つことで、当社財務戦略の柔軟性確保を企図しております。
--	--

(注) 各本新株予約権の行使により交付する株式の数は、10,000,000 を行使価額で除した数とし、1 株未満の端数は切り捨てます。

## 2. 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	12,000,000,000 円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	0 円
（新株予約権の行使による調達額）	12,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	64,800,000 円
（証券取引所関連費用、租税公課及びその他の各種費用）	
差引手取概算額	11,935,200,000 円

(注) 払込金額の総額は、本新株予約権が全て権利行使された場合における払込金額の総額です。

## 3. 潜在株式による希薄化情報等

平成 23 年 8 月 25 日現在における当社の発行済株式総数は 139,000,201 株、そのうち当社が保有する自己株式数は 326,600 株であり、本新株予約権がすべて当初行使価額で行使されたと仮定した場合に発行される当社普通株式は 26,143,200 株です。したがって、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在的株式数の比率は 18.8%程度となる見込みです。

## 4. 今後の見通し

本件による当期の業績予想への影響はございません。

以上

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の日本国内における新株予約権の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。